

第2回定例会

(会期：令和7年6月9日～6月27日)

議決した案件

議案の内訳

- 市長提出議案…26件
(条例案9件 予算案2件 承認案2件 同意案5件 その他8件)
- 委員会提出議案…3件 (決議案1件 意見書案2件)
- 議長発議…1件 (議員派遣)



議案書、提出議案説明書など、本会議資料は、右のQRコードからご覧いただけます。

議決結果

- 全会一致可決…28件
- 賛成多数可決…2件

表決が分かれた案件の表決結果

議案番号 ▼	会派名	清新の会							創志会					市民クラブ				未来の風		公明党		創生会			真政 倶楽部	日本共産 党						
	議員名	上岡 裕明	大下 博隆	田坂 武文	貞岩 敬	北林 光昭	重森佳代子	乗越 耕司	上田 秀	向井 哲浩	中曾 久勝	岡田 育三	玉川 雅彦	奥谷 求	小池恵美子	落海 直哉	景山 浩	中川 修	石原 賢治	鍋島 勢理	木村 輝江	鈴木 英士	下向智恵子	原田 栄二	坂元百合子	片山 貴志	岩崎 和仁	牧尾 良二	山田 学	宮川 誠子	谷 晴美	
議案第75号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
議案第82号		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

※「議」は議長「○」は賛成「×

【表決が分かれた議案名】

議案第75号 請負契約の締結について

議案第82号 東広島市国民健康保険税条例の一部改正について



〈委員会提出議案第5号〉

次世代への継承と世界に向けた平和施策の展開に関する決議

本市議会において実施した一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組みの結果、被爆体験証言の音声等の資料の収集及び整理並びに被爆体験の証言記録等の資料を多言語化する施策の展開について、執行部に求める必要があると認められたため、決議を行いました。

次世代への継承と世界に向けた平和施策の展開に関する決議

令和7年（2025年）は、広島・長崎への原爆投下から80年という歴史的節目の年であるとともに、本市議会にあっては「平和・非核兵器都市東広島市宣言」を決議してから40周年を迎える年である。これらの節目の年に当たり、改めて、未来を見据え、平和の尊さと核兵器の悲惨さへの理解を深めていくことが必要である。

これまで、本市では、被爆者の証言集である「被爆四十周年 賀茂台地の声」が発行され、資料等の展示施設が設置されるなど、平和の記憶を次世代へ伝える取組が行われてきた。

また、本市には、賀北部隊や賀茂海軍衛生学校、傷痍軍人広島療養所（現：東広島医療センター）といった施設が存在したことから、原爆投下直後から被爆者の救護・治療活動に携わった市民も多く、その証言や資料は、他とは異なる独自の戦争・被爆体験として、今日に至るまで地域に受け継がれてきた。

しかしながら、被爆者や救援活動者の高齢化が進み、直接証言を聴く機会は急速に失われつつある。さらに、資料の収集・整理に関わる人材の減少も深刻化しており、資料そのものの散逸も懸念されている。今後も、戦争と被爆の記憶を次世代へ伝えていくためには、貴重な証言や資料が失われる前に、これらを確実に収集・保存することが求められるが、そのための時間はほとんど残されていない。

また、現在、本市には100を超える国や地域からの外国人が共に市民として暮らしており、その人数は9,500人を超え、人口の5%以上を占めている。そうした中、平和施策に関する情報提供等は主に日本語で行われており、言語の壁が外国人市民と本市の平和施策との間に大きな隔たりを生んでいる現状がある。

本市は、次世代学園都市構想において、将来の目指す姿として「ポジティブピース※」を掲げており、これを実現するには、外国人市民も含めた市民一人一人が平和の担い手となることが求められるものと考えます。

そして、本市が、被爆の実相を伝える証言や資料を次世代に確実に継承するとともに、「被爆者がいなくなった後の社会」においても、多様な担い手によって、平和に係る情報が国内外に向けて発信されていくよう取り組むことは、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に寄与するものと考えます。

これらを踏まえ、本市議会は、次に掲げる事項について強く求めるものである。

- 1 本市に残る被爆体験証言の音声・映像・文章記録等の資料を計画的に収集・整理するとともに、デジタルアーカイブ※化を通じて体系的に保存し、平和関連施設や公式ウェブサイト上で誰もが閲覧・視聴できる環境を整備すること。そして、これらを学校教育や社会教育等において積極的に活用すること。
また、広く市民や関係団体等に呼びかけ、未収集・未整理の資料を体系的に掘り起こしていく体制の強化を図ること。
- 2 被爆体験の証言記録や平和関連資料について、外国人市民がその内容を容易に理解することができるよう、英語版の充実に加え、多言語への翻訳を段階的に進めるとともに、外国人市民が平和学習や平和活動に積極的に参画し、「平和の担い手」として国内外へ情報発信していくことができる環境を整備すること。

以上、決議する。

本会議での討論

賛成 この決議を契機に、核兵器をなくすため、戦争を起こさないために私たちは今どうしなければならぬのかということとを改めて皆さんに考えていただきたいということを申し添え、賛成する。

賛成 被爆80年、平和・非核兵器都市東広島市宣言から40年の節目を迎え、被爆体験証言の次世代への継承、外国人市民が平和学習・平和活動に積極的に参画する環境づくりは、恒久平和の実現のために今しなければならぬことであると考え賛成する。

賛成 高齢化により原爆死没者慰霊碑等の管理が難しくなるなど、原爆の被害に関する記憶が風化しようとする中、この決議は、被爆80年という節目に本市の平和希求の新たな契機になると考え賛成する。

※決議 議会が行う事実上の意思形成行為で、議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のこと。

ポジティブピース 単に戦争のない状態（消極的平和）ではなく、貧困や差別、格差など戦争の原因となる構造的暴力がない状態（積極的平和）。

デジタルアーカイブ 文書や写真などの資料を電子データ化して保管することで保存性や利便性を高める手法。



〈議案第75号〉

令和7年度プロジェクト推進事業 大屋根広場の設計施工一括工事の請負契約を締結します

○工事の内容

大屋根広場整備に係る設計業務、
工事監理業務及び建設工事

○契約金額

9億3797万円

○契約の相手方

大和リースグループ

○工期

令和9年6月30日まで

委員会での主な質疑

Q 来場者の中には喫煙者も相当数いると想定されるが、路上喫煙や吸い殻のポイ捨て防止のためにも、喫煙所の設置は考えていないのか。

A これから基本設計を進める中で、総合的に検討していく。

Q 入札参加者数と入札率は。

A ※。プロポーザル方式で公募し、

Q 2者が参加した。入札率はほぼ100%であった。

A 物価高はどの程度想定しているのか。

Q 資材価格や労務費などに1.5%程度の著しい変動があった場合に、工事費に反映することとなるが、その範囲内の変動であれば契約金額に変更は生じない。

Q 大屋根広場の名称について、ネーミングライツを実施する考えはあるか。

A 他の施設での取組み状況等も勘案しつつ、ネーミングライツの採用も視野に入れて検討する。

本会議での討論

反対 現在必要なのは市民の負担軽減のための施策であり、本計画を今進める必要性は感じないため、反対する。

賛成 大屋根広場が世代や属性を超えて人々が交流する場となることで、市民が自分らしく生きるための環境づくりに寄与するとともに、幸福感の向上といった、より本質的な価値を地域にもたらすことから、本市全体の持続可能性や活力の確保の一環として意義ある事業であると考え、賛成する。

賛成 今後、設計施工にあたっては、専門家の意見を聴きながら、市民により有益な施設となるよう取り組んでいただきたいことを申し添え、賛成する。

賛成 事業内容も参考にすべきとは思いますが、本議案審議の主な論点は、契約の内容が適切であるかどうかという点であると考え、この契約の内容は適切であると判断し、賛成する。



受注者から提案のあった大屋根広場のイメージ鳥瞰図

※プロポーザル方式

ネーミングライツ

高度な創造性、技術力、専門的な技術や経験を必要とする業務について、複数の業者から企画提案や技術提案を提出させて審査を行い、企画内容や業務遂行能力が最も優れた事業者と契約を行う方法。
施設等の愛称を決定する権利を法人や団体等に付与するもの。権利を持つ法人等は、命名権の対価を支払うことで、市所有施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付すことができる。



東広島市名誉市民が選定されました

〈同意案第67・68号〉

各議案の概要

2名の方を東広島市名誉市民に選定することについて、議会の同意を求められたものです。

◎同意案第67号

○選定された方

原田 康夫 氏
はらた やすお

○主な経歴・功績等

平成5年から2期8年間にわたり広島大学学長として同大学の管理運営に尽力されるとともに、在任期間中に本市へのキャンパス統合移転を完了されるなど、数多くの業績を残されました。また下見学生街の発展に尽力されたほか、地域共同研究センターを開設し、地域産業の技術開発推進等に貢献されました。さらに、地元企業の支援を受けて広島大学サタケメモリアルホールを建設されるなど、本市

の文化高揚にもご貢献いただきました。

◎同意案第68号

○選定された方

山内 吉治 氏
やまうち よしはる

○主な経歴・功績等

市立中学校校長などを歴任された後、平成2年から3期12年間にわたり、本市教育委員会教育長として、英語力の育成及び国際理解に向けた教育活動の充実や教育情報化を推進するなど、本市の教育の振興と発展を支えられました。また生涯学習のまちづくり等に尽力されるとともに、児童青少年センターの開設等、青少年の健全育成に努められました。教育長を退職された後も、市立美術館館長等を務められ、本市の芸術文化の振興、生涯学習、福祉等の発展にご貢献いただいています。



東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例を制定しました

〈議案第79号〉

○制定の理由

太陽光発電設備の適正な設置等に関し、市及び事業者の責務を明らかにするとともに、周辺地域と太陽光発電事業との調和を図るために必要な事項を定めるものです。

○条例の内容（一部抜粋・要約）

・市の責務

この条例の適正・円滑な運用のため必要な措置を講じる。

・事業者の責務

法令を遵守し、環境保全上の支障や災害の防止、魅力ある良好な景観形成に十分配慮するとともに、関係住民等との良好な関係を保つよう努める。太陽光発電事業を廃止した後も同様とする。

・事前の届出・協議

事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、市に所定の事項を届け出て協議

を行わなければならない。

・関係住民等への説明等

届出事業者は関係住民等に対して、戸別訪問その他の方法で所定の事項を説明しなければならない。

・報告徴収及び立入調査

市は事業者に対し必要な事項に関し報告をさせ、または立入検査をすることができる。

○施行期日

令和8年1月1日

委員会での主な質疑

Q

太陽光発電設備の設置後に生じたトラブルのモニタリングについてはどう考えているのか。

A

事業者に報告を求めたり、立入検査をすることができ旨を明記しており、この規定による報告や検査の過程で事業者に指導・助言等の対応を行うことは可能だと考えている。